

第55回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（要旨）

日時：令和4年1月20日（木）17：00～

場所：401 会議室

【協議事項】

防災監：これより、対策本部会議を開催する。明日1月21日から2月13日まで、愛知県にまん延防止等重点措置の適用が決定した。愛知県では、本日午前中に本部会議を行っている。

まず初めに、防災交通課より現状の市内感染状況及び今回のまん延防止等重点措置の内容について、報告を。

防災交通課長：愛知県の7日間平均の新規陽性者数は、1月18日時点で1258.3人と危険領域にあり、県のレベル分類としてはレベル3のレッドゾーンとなっている。一方で、入院患者数の指標では、1月18日時点で205.0人と注意領域にあり、県の分類としてはレベル1Aとなっている。県内では、19日に2,881人と過去最多の人数を記録した。また、今日の速報値では、3,074人で2日連続過去最多となるなど、いつピークを越えるのかわからない状況。

続いて、犬山市の状況について、昨年12月13日から1月6日までの新規陽性者数は1人となっていたが、新規陽性者数が増加し、1月18日には1日で過去最高の30人となった。昨日は23人となっており、直近1週間の新規陽性者数は95人。10万人あたりの感染者数は、129.43人となっている。

次に、今回のまん延防止等重点措置の内容について報告する。措置期間は1月21日から2月13日までの24日間。今回の措置は、不要不急の行動の自粛の面では、今回、特になく、混雑した場所や感染リスクの高い場所を避けるようお願いになっている。飲食店等に対する営業時間短縮等の要請では、県による認証を受けた店では、営業時間等が選択制となっており、酒類の提供を行う場合は、午後9時までの時短営業で、酒類の提供は午後8時までとなっている。酒類を提供しない場合は営業時間を午後8時までとしている。認証を受けていない店舗については、営業時間を午後8時までとし、酒類の提供も禁止となっている。また、同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までとし、ワクチン・検査パッケージ制度の適用はなしとなっている。

飲食店等以外への要請では、営業時間短縮の要請は無く、入場者に対する感染防止の為に整理・誘導、マスク着用の周知など、基本的な感染防止対策を強く要請する内容となっている。

その他、運動施設、集会場、スーパー銭湯なども対象施設となっているが、時間制限もなく同様の取扱いとなっている。

次に、イベントの開催制限について、大声なしの場合収容率100%以内で5000人まで、大声ありの場合収容率50%以内で5000人までのどちらか少ない方での制限となっている。「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベントについては、収容率100%の20000人上限となっている。

以上が主な内容となる。

防災監：今回のまん延防止等重点措置の内容は今報告のあったとおりだが、この措置を受けて、本市の公共施設における対応を協議する。事務局案の説明を。

防災交通課：今後の市の対応については、公共施設の閉館時間に関する時間短縮の要請がないため、通常どおりの施設運用で考えている。ただし、時間等に変更はないものの、利用者への感染対策の徹底を求められているため、会議後に、各施設への感染対策の徹底をお願いする。また、施設使用に当たっては、大声の発生を伴う場合は収容率 50%の制限があるため、合唱などの大声を出す活動や飲食を伴う活動については、引き続き収容率 50%以内の制限を継続したいと考えている。

防災監：今説明のあった通り、今回は県の措置内容に夜間の外出自粛に関する要請が入っていない。また、飲食店以外の施設については時間に関する制限がない。これまでは、この 2 点に沿って公共施設の閉館措置をとってきたが、今回は、この 2 点共に要請や制限がないことから、通常の施設運用で考えている。

この案について、意見を伺いたい。

消防長：近隣市町村の状況はどうなっているか。

防災交通課長：春日井市、小牧市、江南市は通常運用。扶桑町と大口町は時短運用で午後 8 時までの開館と聞いている。

消防長：近隣の中でも大きい市町村が通常運用であれば、足並みを揃える形で問題ないかと。

健康福祉部長：異論なし

教育部長：異論なし

子育て監：異論なし

都市整備部長：異論なし

都市整備部次長：異論なし

観光課長：異論なし

経営部長：異論なし

議会事務局長：異論なし

教育長：異論なし

副市長：異論なし

市長：異論なし。事務局案で問題ない。

防災監：では、通常運用の案で進めていく。施設での対応については、県から要請が出ている基本的な感染予防対策は当然行っていく必要があるため、その点については徹底をお願いする。また、現在、利用者周知用に、公共施設に張り出しているポスターの内容が変わる。防災交通課より案を掲示するため、対応するように。

公共施設の対応に関する協議は以上となるが、その他に協議事項や報告事項はあるか。

総務課長：職員の勤務の関係で一点。ここ数日、職員の同居人の濃厚接触者が多く出ている。基本的な考え方として、家族が濃厚接触者として認定された職員は、自宅待機としてほしい。勤務中であっても、同居人が濃厚接触者と判明した時点で帰ってもらうこととする。濃厚接触者となった家族が PCR 検査を受けて、陰性と判明した時点から、出勤してもらうように。その他に、まん延防止等重点措置への対策として、昼食時に使用できるように会議室を開場していく。テレワークや時差出勤等は、各職場で判断した上で、対応可能な範囲で協力をお願いしたい。

防災監：濃厚接触者の待機期間が 14 日から 10 日となった件について、通知等はあったか。

総務課長：通知文はきていないが、保健所から 10 日間という指示がでている。

教育部長：自宅待機は 10 日間という理解でいいか。

副市長：基本的には 10 日でいいか、最終判断はあくまで保健所からの指示に従う形となる。

防災監：他になにもしなければ、本日の協議はこれで終了とする。